

告 示

埼玉県告示第二百二十二号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

日高市	平成二十六年 平成二十七年 地籍簿	地籍図 十六枚 一冊	日高第四十三 一（大字中鹿山 下鹿山の一部）	平成二十九年 二月十三日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日	